

令和7年11月4日

報道機関各位

経済産業部企業立地・創出課

「GX戦略地域」に関する提案内容の補正について

県では、経済産業省に対し、「GX戦略地域」に関する提案を令和7年10月23日（水）に提出していましたが、その後、むつ市及びつがる市から新たに提案があり、これらの内容を踏まえて、提案内容を補正しましたので、お知らせします。

記

1 補正した内容

(1) むつ市関係

- ・核燃サイクル関係の原子力関連施設が立地する市町村についても「脱炭素電源立地自治体」として位置づけ
- ・立地企業に対する税制優遇措置

(2) つがる市関係

- ・今後稼働する脱炭素電源を活用するDCの設置に対して、必要な電力及び通信インフラを国主導で一体的に整備
- ・津軽自動車道柏浮田道路の早期開通

2 補正後の提案内容

別添のとおり

報道機関用提供資料		
担当課	経済産業部 企業立地・創出課	
担当者	立地推進グループ GM 鶴賀 洋子	
電話番号	直通	017-734-9381
	内線	3686
報道監	経済産業部 次長 山口 郁彦	

「青森GX特別区域」の創設について

1 GX関連産業集積に向けた基本方針

ビジョン

～ GX青森による県内産業の構造転換の加速化 ～

- 県内企業に本県由来の脱炭素電力が十分に供給・利用される
- GX関連企業が集積し、GX関連の製品開発・製造・サービス提供を行う企業が増加
- 県内に立地するデータセンター(DC)が活用され、県内産業のスマート化(ロボットやAIの活用等)が進展
- GX戦略地域制度の活用により、GX青森を推進

基本方針

- 「青森GX特別区域」を創設
⇒ GX関連産業集積と、県内産業が豊富な脱炭素電源を活用しながらスマート化していくことにより、本県の経済成長とGXの加速を両立

取組内容

- DCの誘致
- GX・DX関連企業の誘致
- GX産業団地の整備
- DCの活用によるスマート化の推進
- 脱炭素電力の地産地消
- 電力インフラの整備
- フュージョンエネルギー拠点形成推進



2 「青森GX特別区域」の創設

■GX戦略地域制度を活用し、「青森GX特別区域」を創設

◆データセンター集積型

- 県の方針: DC集積の一大拠点を目指す
- 対象区域: むつ小川原開発地区(40ha超確保可能)
 - 通信回線: 2系統の通信回線
 - 地理的特性: 地盤が安定
南海トラフ・首都直下リスクが想定されず、災害リスクが低い
 - 脱炭素電源: 原子力発電所(東通、大間)
風力発電量全国第2位に加え、日本海南側で洋上風力発電が予定

◆脱炭素電源活用型

- 県の方針: 豊富な脱炭素電源ポテンシャルを活かし、GX関連産業集積を進める
- 対象区域: 青森中核工業団地、八戸北インター第2工業団地、金矢工業団地、
むつ小川原開発地区 ※今後、市町村と連携して対象区域を追加する可能性あり



3 「青森GX特別区域」の創設に向けて

■国に提案する重点支援措置

① 国を主体とする電力インフラの整備

1

これまでの課題 送配電事業者が前もって送配電設備に投資できず、企業側の投資判断が遅れ、自治体側の企業誘致にとっても大きな課題に

国への提案

- ・送配電事業者の送配電設備の整備に対する国からの補助
- ・先行投資を阻んでいる法規制(託送料金制度)の見直し

② 脱炭素電力を地元優先的に供給する制度の創設

2

これまでの課題 豊富な県内の脱炭素電力の多くが県外と長期にわたり契約されているため、県内立地企業が県内産の脱炭素電力の利用を希望しても困難

国への提案

- ・本県由来の脱炭素電力を希望する需要家への供給枠を創設

電源区分	概要
既設	県外に電力を供給している事業者が、県内の希望する需要家に供給先を変更した場合、国がインセンティブを付与する なお、契約の変更に伴い発生するコストは国において負担
新設・再稼働	発電量の5割分は県内の希望する需要家に優先的に供給する努力義務を課す



3 「青森GX特別区域」の創設に向けて

■国に提案する重点支援措置

③ DCの地方進出・移転の促進

これまでの課題 首都圏にDCが集中しており、南海トラフ・首都直下地震等の災害リスク対応回避の観点から地方への移転が一層必要
既存のDC集積地に、通信遅延が比較的許容される生成AI用DCも集積し、災害レジリエンスの観点から脆弱

国への提案

- ・脱炭素電源が豊富な地域へのハイパースケーラー等によるDC設置を法令で推奨
- ・国家クラウドデータのバックアップ拠点の設置
- ・F補助金(原子力発電施設等の立地・周辺市町村の立地企業等に対する電気料金補助)における現行制度の見直し ※
(増額及び交付期間(現行8年)を恒久化)
- ・電気料金の負担軽減につながる新たな補助制度の創設 ※
- ・県内脱炭素電力を優先的に割り当て可能にする制度の創設 ※
- ・GX戦略地域へ立地する設備投資補助 ※
- ・今後稼働する脱炭素電源を活用するDCの設置に対して、必要な電力及び通信インフラを国主導で一体的に整備

※の項目はDC集積型だけでなく、脱炭素電源活用型にも適用



4 青森県が提案するその他の内容

【GX戦略地域制度】

- (1)GXを中長期的に推進するため、審査中の原子力発電や建設予定の洋上風力発電による脱炭素電源についても、GX戦略地域の指定要件として重視
- (2)核燃サイクル関係の原子力関連施設が立地する市町村についても「脱炭素電源立地自治体」として位置づけ

【新規の産業団地造成】

- (3)GXに貢献する新規の産業団地の造成に必要なインフラ整備（電力、工業用水道、道路（津軽自動車道柏浮田道路の早期開通）等）の補助制度創設や国費率の嵩上げ、農地転用と市街化調整区域への立地の規制等の緩和

【土地関係】

- (4)むつ小川原開発地区企業立地促進費補助金（2,500円／m²）の増額
- (5)土地造成者が用地を早期に利用するための費用に対する補助

【通信関係】

- (6)通信回線の地中化、複線化の全額補助
- (7)大容量、低遅延、低消費電力を実現するIOWNの研究開発支援の継続・拡充

【工業用水】

- (8)工業用水道事業の整備に対する補助の拡充

【脱炭素電源活用関連】

- (9)GX戦略地域内に設置する蓄電池や脱炭素電源、付随する設備への投資の補助
- (10)地域内において脱炭素電力を販売するためのメニュー形成に対する支援
- (11)脱炭素電力を利用する企業に対する国からの設備投資補助
- (12)立地企業に対する税制優遇措置

